電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備考
(1)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多	専らIP通信に係	ア イ以外の場合	月額	308円	
重機能	る波長と専ら映像 通信に係る波長と を多重する機能	イ 光局内スプリッ タにおいて波長を 多重する場合	月額	102円	

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備考
(1)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多	専らIP通信に係	ア イ以外の場合	月額	<u>913 円</u>	
重機能	る波長と専ら映像 通信に係る波長と を多重する機能	イ 光局内スプリッタにおいて波長を 多重する場合	月額	<u>285 円</u>	

附 則(平成25 年4月24日東相制第13-0008号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年4月24日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。 _(経過措置)
- 2 当社は、料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2 -11 (その他の機能) の表中第22欄に規定する 波長多重機能の料金について、平成23年度に適用した網使用料と次に掲げる平成23年度の実績によって算定 した精算用料金との差額に、平成23年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区分			<u>単位</u>	料金額	<u>備考</u>
波長多重機能 専らIP通信に係る波長と専ら映像 通信に係る波長とを多重する機能		ア イ以外の場合	<u>月額</u>	<u>741 円</u>	
	<u>イ 光局内スプリッタにおいて波長を</u> <u>多重する場合</u>	<u>月額</u>	<u>231 円</u>		